

令和7年12月8日の青森県東方沖の地震に伴う
被災住家解体撤去支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年12月8日の青森県東方沖の地震（以下、「地震」という。）によって損壊した住家等を、市が当該物件の所有者等の申請に応じて解体及び撤去（解体又は撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）することにより、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災住家 地震に係る罹災証明書により証明された被害の程度が全壊である建築物のうち、地震の発生時において現に居住の用に供していた市内に存する個人住家をいう。
- (2) 被災工作物等 被災住家と同一敷地内に存する地震により損壊した工作物、倉庫、がれき等で、解体及び撤去をしなければ生活環境の保全上支障があると思料されるものをいう。
- (3) 被災住家等 被災住家及び被災工作物等をいう。
- (4) 被災民有地 個人が所有する市内に存する土地（被災住家等が存するものに限る。）で、災害等廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。
- (5) 災害等廃棄物 地震によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなつたことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が混然となったものをいう。

(解体及び撤去の対象物)

第3条 この要綱に基づく解体及び撤去の対象となる物は、被災住家等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害等廃棄物とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境の保全上支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物を対象とする。
- 3 被災住家等を改修するための解体その他の当該被災住家等の一部の解体及び撤去は、対象としない。

(申請者)

第4条 被災住家等の解体及び撤去の申請を行うことができる者は、令和7年12月8日（以下「基準日」という。）における被災住家等を所有する者又は当該所有者の相続人その他的一般承継人とする。

- 2 被災民有地内の災害等廃棄物（被災住家等内の災害等廃棄物を除く。）の撤去の申請を行うことができる者は、基準日における被災民有地を所有する者又は当該所有者の相続人その他的一般承継人とする。
- 3 前2項の申請者が基準日後に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

(申請)

第5条 被災住家等及び災害等廃棄物の解体及び撤去を希望する者は、被災住家等の解体・撤去に係る申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。以下同じ。）
- (2) 運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し
- (3) 罷災証明書の写し

(4) 被災住家等に係る全部事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第196条第1項第1号に規定する全部事項証明書をいい、作成後3月以内のものに限る。以下同じ。）

(5) 被災住家等の建物配置図（様式第2号）及び写真（様式は任意。被災住家等の解体及び撤去に係る対象物が特定されるものに限る。）

(6) 被災住家等に係る家屋固定資産証明書（被災住家等に固定資産税が課税されている場合。作成後3月以内のものに限る。）または被災住家等が存する土地に係る全部事項証明書（被災住家等に固定資産税が課税されていない場合。作成後3月以内のものに限る。）

(7) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

区分	書類
1 代理人が申請する場合	被災住家等の解体・撤去に係る委任状（様式第3号）
2 被災住家等が共有である場合	申請者を除く共有者全員に係る次のア及びイに掲げる書類。 ア 被災住家等の解体及び撤去に係る同意書（様式第4号） イ 印鑑登録証明書
3 借家等の所有者が申請する場合	賃借人全員の被災住家等の解体及び撤去に係る同意書（様式第5号）
4 被災住家等に所有権以外の物権又は債権等の権利がある場合	権利設定者全員の被災住家等の解体及び撤去に係る同意書（様式第6号）
5 所有者が死亡している場合において、被災住家等を相続する相	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウ及びエに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類

続人が申請を行う場合	イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等 ウ 相続人の全員に係る登録印が押印された遺産分割協議書 エ 相続人の全員に係る印鑑登録証明書
6 所有者が死亡している場合において、被災住家等を相続する相続人が決まっていないが被災住家等の解体及び撤去について相続人の全員が同意している場合	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウ及びエに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類 イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等 ウ 相続人の全員に係る登録印が押印された被災住家等の解体及び撤去に係る同意書（様式第4号） エ 相続人の全員に係る印鑑登録証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項各号に掲げる書類は、特段の事情がある場合を除き、基準日以後に作成された原本を提出するものとする。
- 3 第1項の規定による申請の受付期間は、令和8年2月10日から令和8年7月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、生活環境の保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、基準日以後この要綱の施行前までに、市へ被災住家等及び被災住家等内の災害等廃棄物の解体及び撤去を希望する旨の書類（以下「仮申請書」という。）が提出された場合には、当該仮申請書を申請書とみなして、この要綱の施行後に、原則として仮申請書の受付順に、この要綱による手続を行うものとする。

(審査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る解体及び撤去の実施を決定したときは、申

請者に対し、被災住家等の解体・撤去決定通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、被災住家等の解体・撤去却下通知書（様式第8号）により、被災住家等の解体及び撤去をしない旨を通知するものとする。

- (1) 前項の審査の結果、解体及び撤去の実施が不適当と決定したとき。
- (2) 申請者の責めに帰すべき事由により、解体及び撤去の実施日においても解体が実施できず、その後解体及び撤去の実施日の日程について通知又は連絡調整を行った後においても、申請者が日程調整に応じないこと等により、解体及び撤去の実施が不適当と決定したとき。

（解体及び撤去の費用の負担）

第7条 前条第1項の規定による決定に基づき実施した被災住家等の解体及び撤去に係る費用は、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める範囲で、市が負担する。

（家財道具等の搬出等）

第8条 申請者は、原則として被災建築物の解体及び撤去を実施するまでに、家財道具等を搬出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 被災住家等の解体及び撤去に際し、第6条第1項の規定による決定の通知を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 被災住家等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びこれに伴う諸手続は、申請者が解体及び撤去の実施前までに完了すること。
- (2) 他者の災害等廃棄物その他の廃棄物と一緒に廃棄しないこと。
- (3) 虚偽の申請を行わないこと。
- (4) 申請者は、被災住家等の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、隣接地の所有者からの同意を得ることと

し、被災住家等の解体・撤去に係る同意書（様式第9号）を市長に提出すること。

（5）申請者は、被災住家等の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。

（6）被災住家等の解体及び撤去に伴う各種手続については、申請者が行うこと。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、やむを得ない理由がある場合は、被災住家等及び災害等廃棄物の解体及び撤去の申請を取り下げることができる。ただし、当該申請に係る解体及び撤去に着手したときは、取り下げることができないものとする。

2 前項の規定による申請の取下げは、被災住家等の解体・撤去に係る申請取下書（様式第10号。以下「取下書」という。）を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、被災住家等の解体・撤去却下通知書（様式第8号）により、被災住家等の解体及び撤去を行わない旨を通知するものとする。

（1）被災住家等の解体及び撤去の実施の決定後、申請者から前項に規定する取下書が提出されたとき。

（2）申請者から被災住家等の解体及び撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、取下書の提出がなく、別に期限を定めて提出を行うよう通知を行った後も当該期限までに取下書の提出がないとき。

（完了通知）

第11条 市長は、被災住家等の解体及び撤去が完了したときは、申請者に対し、被災住家等の解体・撤去完了通知書（様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。